

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月16日

【会社名】 東京センチュリー株式会社

【英訳名】 Tokyo Century Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅田 俊一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 兼 経理部長 平崎 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03(5209)7055(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 兼 経理部長 平崎 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
東京センチュリー株式会社 大宮支店  
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)  
東京センチュリー株式会社 横浜支店  
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)  
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部  
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)  
東京センチュリー株式会社 大阪営業部  
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)  
東京センチュリー株式会社 神戸支店  
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

## 1【提出理由】

当社は、特定子会社の異動を伴う子会社の設立を行うことを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Tokyo Century Asia Pte. Ltd.
住所	8 Cross Street, #09-04/05 Manulife Tower, Singapore 048424
代表者の氏名	Director 藤武 秀三
資本金	75,155千米ドル
事業の内容	投資・株式保有及びそれに付随する業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	-
異動後	75,155,000個
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	
異動前	-
異動後	100.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、シンガポールにおける投資・株式保有を目的として新会社を設立することといたしました。当該新会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動年月日

2018年12月(予定)